

香芝市立関屋小学校 いじめ防止基本方針

(「香芝市いじめ防止等のための基本的な方針」令和3年10月一部改訂を受けて、一部変更)

1 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要であり、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員にのみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

3 いじめの理解

- いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することが起こりうる。そのため、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 「仲裁者」は、いじめを教員に伝えたり、いじめに対して否定的な反応を示したりするなど、その行

動はいじめを抑止する力になる。「観衆」や「傍観者」を「仲裁者」に変えていく取組が求められる。

- いじめられている児童を守り通すとともに、いじている児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
- いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と日頃から連携した取組を行う。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効に行うため、組織的な対応を行うための中核となる組織として、いじめ・不登校対策委員会を設置する。

【別紙1】

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。 【別紙2】

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、定期的な家庭訪問や個人懇談会を通しての学校と家庭の情報交換、いじめアンケートの実施による児童の意識調査や実態把握に努める。得られた情報については、学年集団でまず共通認識を図り、必要であれば対策委員会において報告や相談をし、いじめを未然に防ぐ対応を迅速に進める。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、けんかやふざけ合い、ささいな事象と見えるものの中にもいじめがあると考え、ささいな兆候も見逃さず、早い段階からの的確に関わりいじめを積極的に認知する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、「いじめに係る行為が少なくとも3カ月の期間止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つの要件が満たされている必要がある。この考え方を踏まえ、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き、被害児童及び加害児童や周りの集団を十分観察し、必要に応じて関係機関とも連携し、心のケア・支援を行う。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する場を設け、いじめの防止等の対策を家庭や地域と連携を図り、推進する。地域に対しては、必要に応じて「学校コミュニティ協議会」においていじめ問題に対する取組を報

告し、意見を求めるなどして地域との連携を強化する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い、連携の強化に努める。

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ・不登校対策委員会により早急に調査を行う。

なお、事態によっては、市及び教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

7 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ・不登校対策委員会において PDCA サイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。